

## 応募要領

### 1. 公募件名

不動産登記ベース・レジストリパイロットシステムの全部データ・異動データ取込作業委託

### 2. 目的及び概要

現在、行政事務の簡素化等を実現するために、行政機関が不動産登記由来の情報を悉皆的に活用する際には、それぞれの機関でデータを収集し、機械判読性を高めるためのデータクレンジングを行わなければならない。このような状況を踏まえると、ベース・レジストリにおいて、活用可能なデータを作成する作業を一括して実施し（長期的にはデータの生成段階から機械判読性を高める努力も必要であり、それは別途検討していくものとする。）、ユーザ側の行政機関が必要とするデータ項目を提供することは、各行政機関が同様の作業を実施する状況を解消させ、これに伴って発生していたコストを削減することにつながると考えられる。

上記目的のために、「不動産登記ベース・レジストリパイロットシステムの運用保守事業（令和6年度）」で改修したシステムに、不動産に関する全部事項証明書の表題部及び権利部の全部データ並びに異動データ等を取り込み、品質検証を行う。加えて、不動産登記由来の情報の悉皆的な活用を希望する行政機関が必要とするデータ項目を抽出し、物理メディアで提供する。

### 3. 公募期間

令和6年10月25日（金）～令和6年11月14日（木）12時

### 4. 契約形態等

請負契約

### 5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の申請を行うこと。（※）

※当該資格を契約の条件とするので、業務開始日（契約日）に資格取得が間に合うよ

うに、申請時期に留意すること。

(5) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(8) 上記（1）～（7）の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

## 6. 応募条件

- ・ 本公募の目的を理解したうえで、令和6年度実証事業の運用保守計画書（運用保守計画書が参照している文書を含む。）の内容を正確に把握できており、事業開始後に速やか引継ぎを受け、全部データ・異動データを取り込み、品質検証、行政機関に対する年次データ提供（外部媒体）のために必要となる範囲の運用保守業務を確実に実施することができる。
- ・ 委託者である行政機関とは異なる行政機関と調整を行いながらシステムの構築等を行った実績があり、全部データ・異動データの取り込み作業等においては、クレンジング機能の仕様を理解した上で作業を実施し、取り込みエラーが発生した際等には、データ提供元（他省庁）との各種調整を主体的に行うことができる。
- ・ 登記データを取り扱った実績があり、本業務で取り扱うデータ項目やその特性等を正確に理解し、事業期間中にパイロットシステムに格納されているデータの更新（全部データ・異動データの取込作業）を確実に行うことができる。
- ・ データ更新に関する作業で明らかとなった課題について、令和6年度実証事業で作成した移行計画書を踏まえ、事業期間中に分析を行ったうえで、改修要件やその優先順位を適切に提示することができる。
- ・ 本業務を行うために必要な知識や経験を有しており、令和7年度の運用保守事業者と連携しながらスケジュール内で本業務を実施できる。

という要件を満たすことができる事業者を、応募書類等を確認の上、選定する。

## 7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

## 8. 応募書類

- (1) 誓約書（別記）
- (2) 参加申込書（様式1）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 6. 応募条件を満たすことを証明する書類等
- (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

## 9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って応募書類等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

(1) 提出期限：令和6年11月14日（木）12時必着

(2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：小泉）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

電話：070-7416-9924（直通）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ不動産ベース・レジストリ担当（担当：北川）

電話：03-6771-8804（直通）

E-mail：yukkitaga@digital.go.jp

## 10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、本システムの保守及び令和7年度から継続実施する運用保守業務の品質を担保し、中断等によって滞らせることなく業務を遂行するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年11月20日（水）17時までに、応募者に対して、デジタル社会共通機能グループ不動産ベース・レジストリ担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

(3) 契約

本公募に係る契約締結は、令和7年度に当該経費を支出する予算措置がなされることを条件とする。

## 11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は応募者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。

- (4) 契約予定となった者は速やかに令和7・8・9年度全省庁統一資格の写しの提出を  
すること。